

# 保健だよりインフルエンザ号

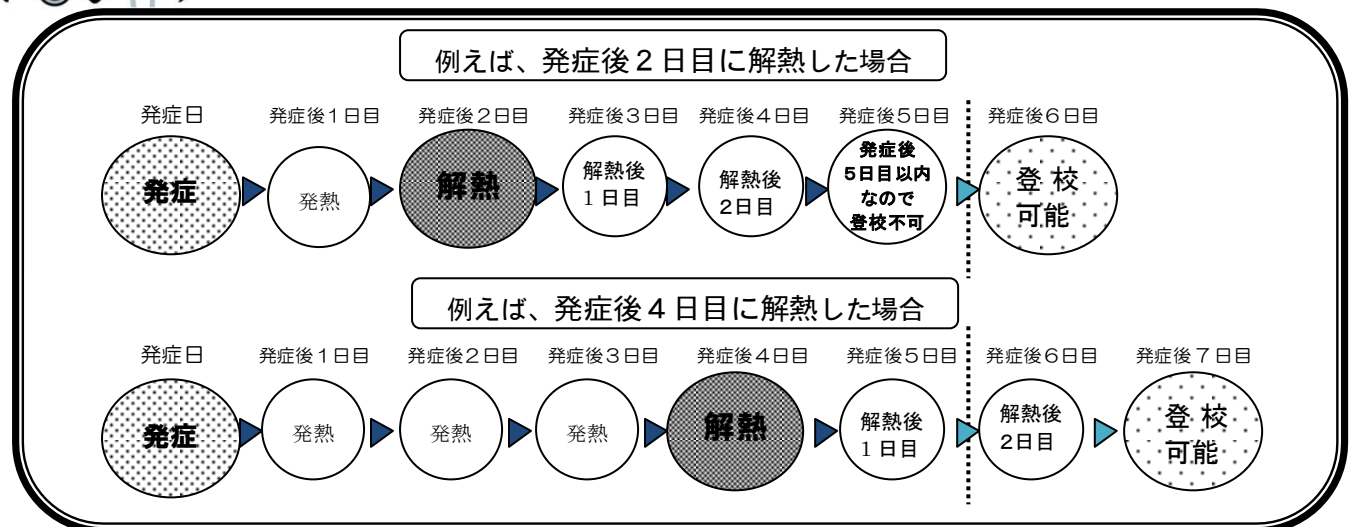
平成 24 年 11 月 21 日  
鎌ヶ谷市立第三中学校  
保健室

## インフルエンザによる 出席停止期間の基準が変更されました。\*

※平成 24 年 4 月 1 日改正 学校保健安全法施行規則第十九条



これまでは「解熱後2日が経過するまで」でしたが、  
それに加え「発症後5日が経過していること」も  
条件になりました。



タミフルやイナビルなどの新しい薬は、インフルエンザによく効きます。「午前中は 39.5℃ の熱があったのに、タミフルを飲んで寝たら夕方には 36℃ だった」というのもよくある話です。そんな風にあっという間に熱が下がるので、解熱後もしばらくはインフルエンザウイルスの感染力を持ち続けることになります。

また、インフルエンザはいったん熱が下がっても、再び発熱する場合もあり（二峰性発熱）、【解熱後2日】という基準だけでは、インフルエンザの蔓延を防げないと判断され、今回の法規改正となりました。

出席停止期間は欠席扱いにはなりませんので、期間を守ってゆっくりお休みください。

## インフルエンザの予防接種を受けましょう。

予防接種をうけると、インフルエンザにかかりにくくなり、たとえかかったとしても軽くすみます。

個人差がありますが、接種後、効果が現れるまでに約 2 週間程度かかり、約 5 ヶ月間その効果が持続するとされています。インフルエンザの流行は 12 月下旬から 3 月上旬が中心ですので、12 月上旬までには接種することをオススメします。

